

第2回幌加内町議会定例会 第1号

令和7年6月19日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ① 行事関係報告
 - ② 監査委員例月出納検査結果報告
 - ③ (株)ほろかない振興公社経営状況報告
 - (2) 町長行政報告
- 4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第9号))
- 7 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算(第1号))
- 8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
(令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第9号))
- 9 報告第4号 令和6年度幌加内町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 10 一般質問
- 11 議案第30号 幌加内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第31号 幌加内町税条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第32号 幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第33号 幌加内町過疎地域の持続的発展市町村計画の変更について
- 15 議案第34号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 16 議案第35号 物品の取得について(令和7年度職員用PC端末等購入)
- 17 議案第36号 工事請負費の契約について(下幌加内線道路改良工事)
- 18 議案第37号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算(第2号)
- 19 議案第38号 令和7年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第39号 令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(追加日程)

- 1 議案第 40 号 町有地の無償貸付けについて
- 2 報告第 5 号 付託案件の審査結果報告について（議案第 35 号）
- 3 議案第 41 号 物品の取得について（令和 7 年度高校用 PC 端末等購入）
- 4 意見書案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
- 5 発議第 3 号 幌加内町議会議員の派遣承認について
- 6 閉会中の所管事務調査の申し出について

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	清原吉典君
産業課長	新江和夫君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	加藤誠一君
保健福祉課長	山本久稔君
地域振興室長	安藝修君
会計管理者	岩本美佐江君
教育次長	櫻井美穂君
総務課長補佐	椿英万君
建設課長補佐	高田英樹君
保健福祉課主幹	北村康栄君
住民課副主幹	加藤美幸君
農業委員会会長	笠井正展君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	内山渉君
書記	

開 会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして5番、中川議員、6番、稲見議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

◎町長行政報告

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 3点についてご報告いたします。

各会計にわたる令和6年度決算の見通しが付きましたので、その状況をご報告申し上げます。

最初に、一般会計であります。令和5年度からの繰越明許費を含め、「歳入総額48億8,528万4,000円」、「歳出総額47億8,368万9,000円」であり、令和6年度から令和7年度への繰越明許費「一般財源2,995万円」を除きました「歳計剰余金7,164万5,000円」を令和7年度会計へ繰越処分したところであります。

当初予算では、歳入不足を補うため財政調整基金の取り崩し2億3,800万円を始め、基金取り崩

し合計で 6 億 7,800 万円ほどを見込んでおりましたが、財政確保の柱となる地方交付税において、追加交付に加え物価高騰対策の国庫補助金や企業版を含むふるさと納税などの寄付金により、一定の財源確保をすることができました。また、そば加工センター建設に要する支出が工期の見直しにより支出が減額となり、その結果、今年度においては、基金取り崩し額は、民間賃貸住宅建設事業補助金に充当した総合振興基金 1 億 3,700 万円、雨竜ダム建設事業所改修費に充当した公共施設等整備基金 1 億 4,900 万円に加え、ルール等に基づく取り崩し 1 億 1,300 万円の 3 億 9,900 万円に納まり、前途の財源不足繰入れを行わず、決算することができました。

国民健康保険特別会計であります、「歳入総額 1 億 6,948 万 8,000 円」「歳出総額 1 億 6,940 万円」であり、「歳計余剰金 8 万 8,000 円」を令和 7 年度会計へ繰越処分いたしました。

令和 6 年度では、療養給付費が 12.7%の増、療養費で 47.1%の増、高額療養費で 26.1%の増となり、この給付費財源として、国保財政調整基金から繰入金 2,263 万 1,000 円を措置しており、道補助金の特別交付金などにより、233 万 1,000 円を取り崩さずに決算することができました。

後期高齢者医療特別会計であります、「歳入総額 3,595 万 3,000 円」「歳出総額 3,553 万円」であり、「歳計余剰金 42 万 3,000 円」を令和 7 年度会計へ繰越処分いたしました。

介護保険特別会計であります、「歳入総額 2 億 282 万 8,000 円」、「歳出総額 1 億 9,519 万 8,000 円」であり、「歳計余剰金 763 万円」を令和 7 年度会計へ繰越処分いたしました。

この繰越については、令和 6 年度介護保険給付費に対しての国費分 333 万 8,000 円、道費分 185 万円、及び支払基金分 145 万円が、それぞれ実績より多く交付されたため、令和 7 年度会計で返還することとなります。

また、当初予定しておりました介護給付準備基金の取り崩しについては、介護保険給付費が想定より増加しなかったことから、93 万 1,000 円の取り崩しで決算することができました。

簡易水道事業会計であります、3 条予算の収益的収支の収入総額は、1 億 928 万 1,000 円に対し、支出総額 8,934 万円、また、4 条予算の資本的収支の収入総額 220 万円に対し、支出総額 4,060 万 9,000 円となり、資本的収支の不足分については、前年度引継金 301 万 7,000 円、損益勘定留保資金 1,613 万円及び利益剰余金 1,926 万 2,000 円で補い決算をしております。

下水道事業会計であります、3 条予算の収益的収支の収入総額は、1 億 410 万 1,000 円に対し、支出総額 1 億 27 万 2,000 円、また、4 条予算の資本的収支の収入総額 2 億 5,532 万 9,000 円に対し、支出総額 2 億 8,603 万 8,000 円となり、資本的収支の不足分については、前年度引継金 395 万 8,000 円、損益勘定留保資金 2,246 万 1,000 円及び利益剰余金 429 万円で補い決算をしております。

奨学資金特別会計では、歳入・歳出総額ともに同額の 134 万 1,000 円で決算しております。

次に、先般の新聞報道にもありました「簡易郵便局」の一時閉鎖についてご報告を申し上げます。

日本郵便局では、簡易郵便局の雇用形態が、銀行法に抵触する恐れがある「再委託」の実態について調査を開始し、本町の簡易郵便局に対し、5 月上旬に雇用状況の調査があり、関係書類を提出しておりましたが、5 月 21 日に雇用形態に問題があり、再委託を禁ずる銀行法に抵触の恐れがあるとのことで、沼牛、政和、母子里の各郵便局を直ちに閉鎖するよう指示があり、21 日午後から閉鎖したところです。

その後の調査報告において、本町の雇用形態については「非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく委嘱をしており、直接雇用として確認ができたことから、政和、母子里簡易

郵便局については、6月9日に再開、沼牛簡易郵便局については、6月13日に再開したところがあります。

簡易郵便局につきましては、日本郵政と町、そして簡易郵便局員の信頼関係と連携の下、地域にとって身近な郵便業務や金融業務のサービスを提供することで、住民の生活を支えてきたところです。

この度の突然な閉鎖指示には憤りを感じておりますが、今回を契機にコンプライアンスを再確認し、地域住民の皆様の負託に応えるため、今後とも円滑な簡易郵便局サービスを提供してまいりたいと存じます。

次に、令和7年度軽自動車税の納付書発行誤りについてご報告いたします。

軽自動車税の納付書につきましては、例年4月に賦課作業を行い、5月上旬に対象者へ納付書を発送しているところでありますが、本年度の納付書発送処理にあたり、一部、令和6年度分の納付書を発行した事実が判明いたしました。

今回発送した納付書の件数は、全体で335件となっており、そのうちの町外対象分53件について、誤って令和6年度の納付書を発行したものであります。

53件の中には、令和7年分の課税対象44件と、本来課税対象とはならない9件分が含まれており、この9件のうち、既に納付のあった方につきましては還付処理を行い、その他の方へは直接又は、電話連絡により誤発送である旨をお伝えさせて頂いているところであります。

残りの課税対象分44件につきましては、既に納付頂いている方や納期の関係から発送した納付書により納付頂いておりますが、納付のあった方については、令和7年分の納税が証明できるよう納税証明書を発行し対応させて頂いているところであります。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたことに深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け緊張感を持って業務に取り組むよう喚起してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで町長の行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原吉典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原吉典君） （同意第1号朗読、記載省略）

今回の提案理由であります、3年の任期であります固定資産評価審査委員の古林茂氏が6月26日をもって任期満了を迎えるにあたり、識見も豊かで適任であると判断し、引き続き古林氏を選任するものであります。なお、任期は令和7年6月27日から令和10年6月26日までの3年間となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件に対する討論を省略し採決を行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

本件に関し、説明員の説明を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （諮問第1号朗読、記載省略）

人権擁護委員につきましては、法務大臣から直接委嘱されるもので任期は3年となっております。現委員であります、林ひろみ氏が令和7年9月31日をもって任期満了となるため、引き続き林氏を推薦したく議会に諮問をするものであります。林氏は人格、識見高く広く社会の実情に通じ人権擁護に深い理解のある方として適任であると判断し、議会の意見を伺うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（小川雅昭君） これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり適任であると決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第6 承認第1号

○議長(小川雅昭君) 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和6年度幌加内町一般会計補正予算(第9号))の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(清原古典君) 総務課長。

○議長(小川雅昭君) 総務課長。

○総務課長(清原古典君) (承認第1号朗読、記載省略)

本件の提案理由であります。5月末に出納閉鎖を迎え令和6年度一般会計予算について見通しが確定した件についての専決処分となります。

内容につきましては、事業確定による不要額の整理、基金及び繰入金の額の確定により補正項目を専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書より説明いたします。

歳出2款1項6目、基金積立金1,975万3,000円の増、24節積立金財政調整8,000円、減債4万円につきましては、それぞれ利息が確定したため積立するものであります。まちづくりふるさと応援基金1,404万6,000円、森林環境譲与税基金565万9,000円につきましては、各事業にあてた残金を基金に積立てるものでございます。13目、地方創生事業費234万9,000円の減、事業費確定による執行残の整理でございます。

3款1項1目、社会福祉総務費608万3,000円の減、18節外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金は額の確定による減であります。27節介護保険特別会計操出金は事業費確定による操出金の減であります。

4款1項4目、診療所費1,727万1,000円の減、事業費確定による執行残の整理であります。

6款1項3目、農業振興費1,152万1,000円の減、7款1項1目、商工振興費298万8,000円の減、2目、観光費439万9,000円の減、8款1項2目、ダム再生事業推進費1,113万円の減、2項1目、道路橋梁維持費1,142万2,000円の減、いずれも事業費確定による執行残の整理であります。5項1目、簡易水道費600万円の減、6項1目、下水道費8,000円の減、いずれも事業費確定による操出金の減であります。

9款1項1目、消防総務費850万2,000円の減、額の確定による減でございます。

14款1項1目、職員給与費3,510万2,000円の減、1節会計年度任用職員報酬の減の要因につきましては、除雪出動回数が減ったことによる執行残の整理となっております。3節職員手当、4節共済費、18節負担金、補助及び交付金につきましても執行残の整理であります。

15款1項1目、予備費463万9,000円の減は執行残の整理であります。

以上で歳出の説明を終わります。続いて歳入の説明をいたします。

2款3項1目、森林環境譲与税206万3,000円の増、5款1項1目、株式等譲与所得割交付金

105 万円の増、6 款 1 項 1 目、地方消費税交付金 501 万 2,000 円の増、額の確定によるものでございます。

9 款 1 項 1 目、地方交付税 5,610 万 3,000 円の増、地方交付税全体では前年対比 2,668 万 5,000 円の増となっており、プラス 1.1%であります。内訳としまして、普通交付税では前年比 4,845 万 4,000 円の増、プラス 2.2%、特別交付税においては前年比 2,176 万 9,000 円の減、マイナス 9.4%となっております。特別交付税の減につきましては、全道的な特殊需要が 10%程度減額していることが要因となっております。

12 款 1 項 3 目、衛生使用料 840 万円の減、2 項 2 目、衛生手数料 1,074 万 7,000 円の減、いずれも額の確定による整理となります。

17 款 1 項 1 目、基金繰入金 1 億 5,429 万 2,000 円の減、財政調整基金の減額につきましては、当初予算の補正を補うため繰入れを予定しておりましたが、決算の見通しがついたため皆減するものでございます。総合振興基金から企業版ふるさと納税基金までは、いずれも充当する事業確定による繰入れを整理したものであります。

19 款 4 項 3 目、雑入 146 万 1,000 円の増、20 款 1 項 2 目、民生費 100 万円の減、3 目、衛生債 30 万円の減、6 目、土木債 60 万円の減、いずれも事業費確定による額の整理によるものです。

事項別明細書総括であります。歳入・歳出それぞれ 1 億 965 万円を減額し、総額を 49 億 6,996 万 3,000 円とするものです。

第 2 表繰越明許費補正がございますが、補正につきましては国の補正予算として措置されております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューとなっておりますけれども対象者の把握に時間を要し、年度内の執行が不可能となったことから繰越をするものでございます。

第 3 表地方債補正また、22 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので後ほどお目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳入 14 ページから質疑を受けいたします。

14 ページ、15 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 16 ページ、17 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 18 ページ、19 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 20 ページ、21 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に事項別明細書歳入 8 ページから質疑を受けます。

8 ページ、9 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 12 ページ、13 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 1 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 9 号））の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって承認第 1 号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 7 承認第 2 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 7、承認第 2 号 専決処分の報告について（令和 6 年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号））についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（櫻井美穂君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（櫻井美穂君） （承認第 2 号朗読、記載省略）

今回の専決補正の理由につきましては、出納整理期間を迎え貸付金及び返還金の額が確定したことによる不要額を整理するものであります。

それでは、補正予算の説明をします。

事項別明細書歳出より 1 款 1 項 1 目、奨学資金 348 万円を減額し、72 万円とするものです。20 節貸付金 348 万円の減額ですが、貸付の実績が大学 1 名高校 1 名で確定し、貸付金の合計が 72 万円となりますので不要額を整理するものであります。

2 款 1 項 1 目、基金積立金 61 万円を増額し、62 万 1,000 円とするものです。24 節基金積立金 61 万円の増額ですが、寄付金の確定のほか返還額が貸付額を超えた決算見込みとなったため基金へ積立てを行うために増額補正をするものであります。

次に歳入の説明を行います。

事項別明細書歳入より 1 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1,000 円を減額し、0 とするものです。一般会計からの繰入金がありませんので皆減するものでございます。2 項 1 目、基金繰入金 274 万 9,000 円を減額し 0 とするものです。基金からの繰入がありませんので皆減するものでございます。

2 款 1 項 1 目、返還金 11 万円を減額し 133 万円とするものです。令和 6 年度の返還金が確定したことにより減額補正するものです。

5 款 1 項 1 目、繰越金 1 万円を減額し 0 とするものです。前年度からの繰越はありませんでしたので皆減するものです。

事項別明細書総括を説明します。

歳入・歳出それぞれ 287 万円を減額し、歳入・歳出それぞれ 134 万 1,000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、承認第 2 号、専決処分した事件の承認について（令和 6 年度幌加内町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号））の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第 8 報告第 3 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 8、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度幌加内町一般会計補正予算（第 9 号））の件を議題といたします。

本件に関しまして説明員の報告を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （報告第 3 号朗読、記載省略）

令和 6 年度幌加内町一般会計繰越明許費繰越計算書、2 款 8 項、物価高騰重点支援対策事業金額 1,521 万 2,000 円、翌年度繰越額 1,121 万 2,000 円、財源内訳未収入特定財源国庫補助金 1,013 万 2,000 円、一般財源 108 万円。

4 款 2 項、一般廃棄物最終処分場浸出液処理施設電気計装更新事業金額 3,931 万 2,000 円、翌年度繰越額 2,770 万円、財源内訳未収入特定財源一般財源で 2,775 万円、4 款 2 項、士別市下水処理施設事業金額 418 万 9,000 円、翌年度繰越額 260 万 5,000 円、財源内訳未収入特定財源地方債 260 万円、一般財源 5,000 円。

8 款 2 項、下幌加内線道路改良事業金額翌年度繰越額ともに 6,999 万 9,000 円、財源内訳未収入特定財源国庫補助金 4,735 万 4,000 円、地方債 2,150 万円、一般会計 114 万 5,000 円、合計金額 1 億 2,871 万 2,000 円、翌年度繰越額 1 億 1,153 万 6,000 円、財源内訳未収入特定財源 8,158 万 6,000 円、一般財源 2,995 万円。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

◎日程第 9 報告第 4 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 9、報告第 4 号 令和 6 年度幌加内町下水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

本件に関しまして説明員の報告を求めます。

○総務課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○総務課長（宮田直樹君） （報告第 4 号朗読、記載省略）

令和 6 年度幌加内町下水道事業会計繰越計算書地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により建設改良費の繰越額、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、事業名農業集落排水整備事業、予算計上額 2 億 8,180 万円、支払義務発生額 2 億 5,065 万 7,000 円、翌年度繰越額 2,500 万円、左の財源内訳としまして企業債 1,250 万円、国庫補助金 1,250 万円、不要額 614 万 3,000 円、繰越理由につきましては、世界情勢の変動により機器製作に必要な電子部品等の調達に不測の事態を要することになったためとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告案件でありますので、以上で報告を終わります。

◎日程第 10 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許します。5 番 中川議員の発言を許します。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 通告に基づきまして私は修学旅行費用負担について3点ほど質問いたします。

昨今の、諸物価の値上がり等の状況をみますと大変なことがあり、それは教育関係費用でも例外ではないと思われます。

まず、1点目、修学旅行費の費用についてですが、現状で小学校、中学校の修学旅行の期間と費用はどの位となっているのかお伺いしたいと思います。また、修学旅行以外で、校外宿泊行事はあるのでしょうか。あるとすればそれらの費用についてもお伺いいたします。

2点目、全国的な状況では特に都市などで全体の約1割の生徒が修学旅行に参加していないというような実態もあるそうです。不参加の最大の理由は不登校とされておりますけれども、ただ経済的に問題から参加できない生徒もいると聞いております。本町では近年で小学校、中学校あわせて、修学旅行に参加していない事例はあるのでしょうか。あるとすれば、その理由はどのようなものなのでしょうか。

3点目、義務教育はこれを無償とするという憲法の条文26条なのですがあります。その条文に照らしてもまた、子育て支援の拡充観点からも修学旅行費用についても、負担軽減・無償化を検討する時期にきているのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 教育関係ですので私の方から答弁させていただきます。

義務教育の修学旅行については、小学生については人数が減少し、現在は5・6年生合同で隔年により実施しております。今年度は実施が無く来年度5年生5名、6年生5名の10名にて札幌、小樽方面に2泊3日にて実施予定をしております。

費用については、過去3回の平均参加人数は17人であり、負担額2万5,700円であります。中学生については、毎年3年生が函館方面へ2泊3日にて実施しております。過去3年平均の参加者は9名であり保護者は負担費用6万7,200円程であります。

修学旅行以外における研修旅行については、小学生は修学旅行の実施がない年度に5・6年生が行う宿泊研修が1泊2日の日程で朱鞠内まどかにて実施しております。その費用は全体で6万260円、これに実習費や食事代のへき地複式の町補助を導入し、実質保護者負担は2,000円となっております。

中学生は毎年2年生が宿泊研修を1泊2日の日程でネイパル深川にて実施しております。この費用も全体で8万1,386円、これは昨年ベースですけれども、保護者負担6,838円となっております。

いずれにしても宿泊研修につきましては、移動にかかる費用はスクールバスを利用していますのでその分についてはかかっておりません。

本町では、生活困窮世帯における支援として要保護世帯はもちろんのこと準要保護世帯に認定されている世帯へも、全額町費にて就学援助を実施しており、修学旅行、宿泊研修ともにこれまで経済的な理由で参加できなかった児童生徒はいないと承知しております。ただ、先ほど議員の質問に

もありました不登校で昨年は1名が行っていないという実態であります。

近年ニュースなどで度々取り上げられております、バスの2024年問題に端を発し、運転手不足による台数の減少やインバウンドによる需要の増により、実施時期のオーバースタッキング、更に人件費、燃料費等の高騰により、小中ともに前回との価格比は1.2倍となっております。今後益々増加傾向にありますと共に、大手旅行会社が小規模旅行の取り扱いをしていただけない事態から業者選定も難しくなっております。

バス代については、生徒数により全体費用を割り返して負担いただいておりますが、近年は生徒数が極端に変動するので毎年負担額が大きく変動している現状であります。

前年度は全体経費に対して小学生では35%の約9,500円、中学生では44%の約3万円がバス代に係る負担額となっております。

次年度における対象生徒数は、小学生10名、中学生は3名の予定でありますことからバス代については更に負担が増えると考えております。

ご質問にあります今後の対策につきましては、平成11年第2回定例会でも中川議員より同様のご質問がございましたが、当時も教育長が答弁しており、全額補助による無償化は考えておらず、児童生徒の増減によって費用が毎年大きく変動することは非常に問題があると思っておりますので、まずは大きな負担増の原因となっております修学旅行におけるバス代への負担軽減対策を検討し、子育て支援と義務教育の円滑な運営を目指す所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 実態を知りまして相当以上に移動関係、交通費の負担増については、認識を新たにしたところであります。生活困窮者といえますか生活的な理由で負担のかかる方については就学援助の関係で対応しているということですが、本町の例ではありませんが他の自治体の例でみますと修学旅行費用は就学援助費用に含まれているのですが、支給額が実際の費用と乖離している場合があると、支給の時期についても修学旅行に実際に行く時期に間に合わない場合もあるそうですが、本町の実態としてはそのようなことはないのでしょうか。

保護者負担の軽減については、平成11年に質問したことは覚えております。義務教育の無償化についてはその通りだと思うのですが、例えば授業料でありますとか教材、教科書であれば無償になっております。ただ隠れ教育費といわれるものが沢山あると思います。それで筆頭にあげているのは私も取り上げている学校給食費です。二番目が修学旅行負担費になります。三番目は入学準備、その他副読本、いろいろなドリルなどがあります。各自治体では無償化を実現するために計画的に財源の問題もありますから一気に出来ることではないので、トータルに考えてまだかぐわしいのですが自治体が増えてきていると伺っております。今すぐ無償化は無理かもしれませんが、義務教育の無償化のトータル的な面から考えて是非一刻も近づけるような対応を今後とも考えていって頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

この二点をお願いします。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

まず、交通費の高騰で他の自治体ではいろいろとみているということなのですが、本町の実態は特に遅延等で支払いが滞るとかはないように支出しているのでそのようなことはございません。

保護者の負担の金額の話になりますが、25 年前の質問の時にもいただいて教育長が答えているのですが、その時の負担金額が小学生で2万2,900円、中学生は7万円を負担しています。それから考えますと25年経ってもほとんど負担の金額的には変わっておりませんので、ただ中身的に交通費がやはり人数が減ることによって相当上下が出てくるということがありますので、先ほどお答えしたようにその部分の交通費のバス代等については支援を考えていきたいと思っておりますけれども、教科書等と同じように全部無償化したらという話については今後情勢もみながら給食費も国の方で負担というになりますし、そういうことも鑑みながら少し前向きに考えていきたいと思えます。

以上で終わります。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第30号

○議長（小川雅昭君） 日程第11、議案第30号、幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第30号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。

本条例につきましては、マイナンバーを利用する町の独自事務等について条例で規定しているものでありますが、この度地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行にあたり住

登外者いわゆる住民登録はないが、事務処理にあたって記録しておく必要がある者の登録管理を行う住登外者宛名番号管理機能を扱う事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づくマイナンバーの独自利用事務等として条例に定める必要があるとされたため条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。条例の別表1には、町独自利用事務の執行機関と事務が定められておりますが、表の3の次に執行機関、町長を追加し、事務として町の事務を処理するための利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていないものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加するものであります。

次の別表第2につきましては、独自利用事務の執行機関及び事務利用する特定個人情報に定められておりますが、表の執行機関1町長の特定個人情報（3）の次に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるものを追加し、表の執行機関2・3の特定個人情報にそれぞれ住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加するものであります。

附則としてこの条例は、公布の日から施行する。としております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第31号

○議長（小川雅昭君） 日程第12、議案第31号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第 31 号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法法令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、幌加内町税条例の一部を改正するものであります。今回の一部改正につきましては、町民税において居所、住所、事務所等が不明な場合に行う公示送達について新たにインターネット上のホームページ等に公示事項を表示するなどの公示送達方法の規定を新たに設けること、また、物価上昇局面における税負担の調整、就業調整の観点から大学生の子などに関する特別控除の規定を新たに設けるもの、また、たばこ税において加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻たばこの税負担差を解消するため加熱式たばこにかかるたばこ税の課税方式を当分の間見直す特例規定をもうけるもの、その他法律の改正に合わせて関連する規定の整理を行うものであります。

それでは、税条例の改正の説明に入りますが、改正条文新旧対照表での説明は省略させていただき別途お配りしております令和 7 年幌加内町議会第 2 回定例会議案資料より説明いたします。

① 第 18 条の公示送達及び②第 18 条の 3 の納税証明事項につきましては、法律の改正にあわせて公示送達方法の規定の追加及び条文の改正を行うものであります。③第 34 条の 2 所得控除④第 36 条の 2 第 1 項及び⑤第 36 条の 2 第 10 項の町民税の申告⑥第 36 条の 3 の 2 第 1 項の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書⑦第 36 条の 3 の 3 第 1 項の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、法律の改正にあわせて特定親族特別控除の規定を追加するとともに関係する条文の改正を行うものであります。⑧第 63 条の 2 につきましては、関係法律の改正により条文の改正を行うものであります。⑨第 82 条の種別割の税率につきましては、法律の改正により原動機付き自転車の種別割の追加及び関係条文の改正を行うものであります。⑩第 89 条の第 2 項の種別割の減免につきましては、第 82 条の改正に伴い関係する条文を追加するものであります。⑪第 90 条第 2 項第 3 項の身体障害者等に対する種別割の減免につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等道路交通法の改正に伴い関係条文を追加するものであります。⑫第 139 条の 3 につきましては、関係法律の改正により条文の改正を行うものであります。⑬第 149 条及び⑭附則第 10 条の 2 第 23 項から第 25 項の法附則第 15 条第 2 項第 1 号の条例で定める割合につきましては、関係法令改正により条文の改正を行うものであります。⑮附則第 10 条の 3 第 14 項から第 16 項の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法律の改正にあわせて特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の特例を適用することとすることを新たに追加し、項の追加による項ずれを改正するものであります。⑯附則第 16 条の 2 の 2 加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例につきましては、法律の改正にあわせて加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を追加するものであります。改正条例の附則といたしまして、第 1 条には施行期日の記載がありますが、資料の①②⑤⑧から⑮につきましては令和 7 年 4 月 1 日から適用し、③④⑥⑦につきましては令和 8 年 1 月 1 日、⑯につきましては令和 8 年 4 月 1 日に施行としております。また、附則第 2 条には公示送達に関する経過措置、第 3 条には町民税に関

する経過措置、第4条には固定資産税に関する経過措置、第5条には軽自動車税に関する経過措置、第6条には町たばこ税に関する経過措置を記載しているところであります。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、幌加内町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第32号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第32号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第32号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。

一点目は、課税限度額の引上げであります。令和7年度税制改正大綱において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため課税限度額の見直しの方向性が示され国民健康保険法施行令の一部改正が令和7年2月7日に公布、令和7年4月1日に施行されており基礎賦課額に係る課税限度を65万円から66万円に引上げ、後期高齢者支援金等を賦課額に係る課税限度額を24万円から26万円に引上げる内容で令和7年度からの控除に適用するものとして提案するものであります。

二点目につきましては、一点目と同様の改正政令により低所得者に対する保険料の軽減措置のうち7割軽減を除く5割軽減と2割軽減の所得判定基準について引き上げを提案するものであります。

三点目につきましては、例年改正を行っております、幌加内町国民健康保険税の税率及び税額の改正となります。国民健康保険特別会計では、その年度において北海道から求められている収納必要額を基に予算措置をしているところではありますが、本町における国民健康保険被保険者の昨年の

所得が確定したことから本年度の税率等の改正を行うものであります。今回の改正では、国保加入者の税負担軽減を図るため、国保財政調整基金から 948 万 9,000 円を繰入れ必要収納額に補填を行うことで提案をしているものであります。なお、後ほど提案させていただきます議案第 38 号国民健康保険特別会計補正予算の歳入において国保税の減額及び基金繰入金の増額を計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは条例改正の説明に入ります。改正条文、新旧対照表での説明は省略させていただき別途お配りしております令和 7 年幌加内町議会第 2 回定例会議案資料の幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正要旨によりご説明いたします。

1、課税限度額の引上げ、条例第 2 条第 16 条になります。今回の改正につきましては、基礎賦課分、医療等後期高齢者支援分賦課額に係る賦課限度額を改正するものでありますが、表の基礎賦課分につきましては、現行 65 万円とあるものを改正案では 66 万円とするものであります。後期高齢者支援分につきましては、現行 24 万円とあるものを改正案では 26 万円とするものであります。

2、軽減判定に係る所得基準の見直し、条例 16 条になります。低所得者に対する保険料の軽減措置について 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでありますが、表の 5 割軽減基準額につきましては、現行 29 万円 5,000 円とあるものを改正案では 30 万 5,000 円とするものであります。2 割軽減基準額につきましては、現行 54 万 5,000 円とあるものを改正案では 56 万円とするものであります。

3、税率・税額の改定になります。①につきましては、条例第 3 条から第 9 条の 2 の改正になりますが、所得割第 3 条につきましては、現行 100 分の 4.02 とあるものを改正案では 100 分の 4.42 に、均等割第 5 条につきましては、現行 1 万 7,400 円とあるものを改正案では 2 万円に、平等割第 5 条の 2 につきましては、現行 2 万円とあるものを改正案では 2 万 2,000 円とし、特定世帯につきましては、現行 1 万円とあるものを改正案では 1 万 2,000 円に、特定継続世帯につきましては、現行 1 万 5,000 円とあるものを改正案では 1 万 6,500 円とするものであります。後期高齢者支援金分ではありますが、所得割第 6 条になりますが現行 100 分の 0.94 とあるものを改正案では 100 分の 1.04 に、均等割第 7 条の 2 につきましては、現行 4,600 円とあるものを改正案では 5,600 円に、平等割第 7 条の 3 につきましては現行 5,600 円とあるものを改正案では 6,400 円とし、特定世帯につきましては現行 2,800 円とあるものを 3,200 円に、特定継続世帯につきましては現行 4,200 円とあるものを改正案では 4,800 円とするものであります。介護納付金分ではありますが、所得割第 8 条につきましては現行 100 分の 0.95 とあるものを改正案では 100 分の 1.05 に、均等割第 9 条になりますが現行 4,600 円とあるものを改正案では 5,200 円に、平等割第 9 条の 2 になりますが現行 4,000 円とあるものを改正案では 4,400 円とするものであります。②条例第 16 条第 1 項第 1 号の 7 割軽減になります。表の医療分均等割につきましては現行 1 万 2,180 円とあるものを改正案では 1 万 4,000 円に、平等割につきましては現行 1 万 4,000 円とあるものを改正案では 1 万 5,400 円とし、特定世帯につきましては現行 7,000 円とあるものを改正案では 7,700 円に、特定継続世帯につきましては現行 1 万 500 円とあるものを改正案では 1 万 1,550 円とするものであります。後期高齢者支援金分ではありますが均等割につきましては現行 3,220 円とあるものを改正案では 3,920 円に、平等割につきましては現行 3,920 円とあるものを改正案では 4,480 円とし、特定世帯につきましては現行 1,960 円とあるものを改正案では 2,240 円に、特定継続世帯につきましては現行 2,940 円とあるものを改

正案では 3,360 円とするものであります。介護納付金分であります。均等割につきましては現行 3,220 円とあるものを 3,640 円に、平等割につきましては、現行 2,800 円とあるものを改正案では 3,080 円とするものであります。③条例第 16 条第 1 項第 2 号の 5 割軽減になります。表の医療分均等割につきましては現行 8,700 円とあるものを改正案では 1 万円に、平等割につきましては現行 1 万円とあるものを改正案では 1 万 2,000 円とし、特定世帯につきましては現行 5,000 円とあるものを改正案では 5,500 円に、特定継続世帯につきましては現行 7,500 円とあるものを改正案では 8,250 円とするものであります。後期高齢者支援金分であります。均等割につきましては現行 2,300 円とあるものを改正案では 2,800 円に、平等割につきましては現行 2,800 円とあるものを改正案では 3,200 円とし、特定世帯につきましては現行 1,400 円とあるものを 1,600 円に、特定継続世帯につきましては現行 2,100 円とあるものを改正案では 2,400 円とするものであります。介護納付金分であります。均等割につきましては現行 2,300 円とあるものを 2,600 円に、平等割につきましては現行 2,000 円とあるものを改正案では 2,200 円とするものであります。④条例第 16 条第 1 項第 3 号の 2 割軽減になります。表の医療分均等割につきましては現行 3,480 円とあるものを改正案では 4,000 円に、平等割につきましては現行 4,000 円とあるものを改正案では 4,400 円とし、特定世帯につきましては現行 2,000 円とあるものを改正案では 2,200 円に、特定継続世帯につきましては現行 3,000 円とあるものを改正案では 3,300 円とするものであります。後期高齢者支援金分であります。均等割につきましては現行 920 円とあるものを改正案では 1,120 円に、平等割につきましては現行 1,120 円とあるものを改正案では 1,280 円とし、特定世帯につきましては現行 560 円とあるものを 640 円に、特定継続世帯につきましては現行 840 円とあるものを改正案では 960 円とするものであります。介護納付金分であります。均等割につきましては現行 920 円とあるものを 1,040 円に、平等割につきましては現行 800 円とあるものを改正案では 880 円とするものであります。⑤条例第 16 条の 2 項の未就学児に係る均等割の軽減になります。表の医療分前項第 1 号 7 割軽減になりますが現行 2,610 円とあるものを改正案では 3,000 円に、前項第 2 号 5 割軽減になりますが現行 4,350 円とあるものを改正案では 5,000 円に、前項第 3 号 2 割軽減になりますが現行 6,960 円とあるものを改正案では 8,000 円に、アからウ以外上記の前項 1・2・3 以外になりますが現行 8,700 円とあるものを改正案では 1 万円とするものであります。高齢者支援金分前項第 1 号 7 割軽減であります。現行 690 円とあるものを改正案では 840 円に、前項第 2 号 5 割軽減になりますが現行 1,150 円とあるものを改正案では 1,400 円に、前項第 3 号 2 割軽減になりますがこちらにつきましては現行 1,840 円とあるものを改正案では 2,240 円に、アからウ以外上記の前項 1・2・3 号以外になりますが現行 2,300 円とあるものを改正案では 2,800 円とするものであります。

なお、税率及び税額との設定につきましては、去る 6 月 3 日開催の国民健康保険運営協議会において審議、承認頂きこのほど提案をさせて頂くものであります。

議案第 32 号に戻っていただき新旧対照表 10 ページをお開きください。

今回の改正附則であります。施行期日第 1 項、この条例は公布の日から施行し令和 7 年 4 月 1 日から適用する。附則第 2 項につきましては、令和 6 年度分までの国民健康保険税の経過措置を記載しているところであります。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 32 号は会議規則第 39 条第 1 項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 14 議案第 33 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 33 号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（安藝 修君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（安藝 修君） （議案第 33 号朗読、記載省略）

提案理由についてご説明いたします。

幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画は過疎地域の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域における持続的発展を図ることを目的に令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の対策と事業内容をまとめ、令和 3 年 9 月の町議会第 3 回定例会において議決をいただき現在財政上の特例措置を受けているところでございます。この度、幌加内町における過疎対策として市町村計画に事業を追加する必要が発生したことから市町村計画の変更について議決を求めるものでございます。

新旧対照表ご覧願います。左側が変更前、右側が変更後の記載となっております。

今回の変更につきましては、事業名の追加が 3 件、事業内容の追加が 9 件となります。右側が変更後、下線の部分が今回の追加箇所となります。持続的発展施策区分 2、産業の振興、事業名、地場産業の振興、加工施設の事業内容、幌加内振興公社運営補助事業及び乾燥調整施設増強設備導入事業を追加するものです。幌加内振興公社運営補助事業においては、新たな幌加内そばの製麺加工技術の導入を進めるため幌加内振興公社に補助金を交付し施設整備を行う予定であります。これまでにない製麺加工技術を導入することで、そばの町内消費の促進を図るため追加をするものです。また、そば加工の主要施設であるそば乾燥調整施設において従来の工法より更に安全且つ高機能な遠赤外線乾燥機を導入することで、より高品質なそば提供が可能とするため追加をするものでございます。同じく、持続的発展施策区分 2、産業の振興、事業名、観光型レクリエーションの事業内容、政和温泉周辺観光整備事業を追加するものです。政和温泉周辺観光整備事業ですが、令和元年に大規模な改修を実施しておりますが、温浴施設内で未整備となっている配管設備については前回改修から 15 年が経過し、消耗が著しいことから配管設備の改修を行い、観光施設としての機能維持を図るため追加をするものでございます。持続的発展施策区分 3、地域における情報化、事業名、電気通信移設等情報化のための施設にテレビ放送中継施設並びに事業内容テレビ中継局改修事業を追加するものです。テレビ中継局については、町内全域のテレビ視聴を目的とする送受信施設であり、平成 20 年にデジタル化に実装後、対応年数も 15 年が経過したため、通信機器の更新を行うことから追加をするものでございます。持続的発展施策区分 4、交通施設の整備、交通手段の確保の事業名、市町村道路の事業内容、三丁目線舗装及び側溝改修事業及び四丁目線舗装及び側溝改修事

業を追加するものです。改修予定箇所においては、道路の排水機能の悪化により凍結が発生し、舗装が亀裂、陥没等することから町民の交通に支障をきたしており、排水機能の向上を目的とした改修工事を実施するため追加をするものです。持続的発展施策区分6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名に市町村保健センター及び母子健康包括支援センター並びに事業内容に保健福祉総合センター浴室改修事業を追加するものです。保健福祉総合センター内にある高齢者用浴室については、施設内に居住している方がデイサービス等で日常的に使用しており、経年的な劣化が著しいことから浴室を改修し、介護用のユニットバスを更新することで利用者の安全で事業度の高いサービスを提供することを目的として追加をするものでございます。持続的発展施策区分8、教育の振興の事業名、学校教育関連施設、校舎、事業内容、高等学校空調設備設置事業を追加するものです。幌加内高等学校に在籍している生徒が快適且つ熱中症対策など安全に授業に取り組めるよう冷暖房設備を設置し、教育環境の改善を図るため追加するものです。同じく、8、教育振興の事業名、集合施設体育施設等に集会施設並びに事業内容にコミュニティセンター改修事業を追加するものです。コミュニティセンター改修事業では添牛内コミュニティセンターの床腐食による改修工事を予定しており、添牛内地区を支える自治区活動や災害時の拠点施設にもなっていることから北部地区の重要な施設であるため改修を行い追加するものでございます。

今回の計画変更に伴う歳出予算につきましては、3月11日に開催されました令和7年度第1回町議会定例会において予算議決済みであります。歳入予算については採択後に予算計上する予定でございます。本計画変更につきましては、去る5月12日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第34号

○議長（小川雅昭君） 日程第15、議案第34号、辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（安藝 修君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（安藝 修君） （議案第 34 号朗読、記載省略）

本件の提案理由であります、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 ヶ年計画を策定しておりました下幌加内、沼牛、新成生、弥運内地区においての計画が新たに本年度令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 ヶ年計画を策定するため議決を求めるものでございます。

総合整備計画書（案） 1、（1）辺地の概況、辺地を構成する町村又は字の名称、雨竜郡幌加内町字下幌加内、沼牛、新成生、弥運内（2）地域の中心の位置、雨竜郡幌加内町字下幌加内 4671-21 番地、（3）辺地度点数、124 点

2、公共的施設の整備を必要とする事情、道路、下幌加内線改良舗装工事、国道 275 号線と道道旭川幌加内線を結ぶ重要な幹線道路であり、現道は路盤が凍結し、舗装がひび割れる等の路面の損傷が著しく、車両交通に支障をきたしている。整備することで安全で円滑な交通の確保を図る必要がある。公民館その他集会施設、沼牛生活改善センターは沼牛地区の町民が集まる集会施設である。現在の建物は老朽化により、大規模工事が必要なことから周辺住民が利用できる集会施設を新たに整備する必要がある。

3、公共的施設の整備計画、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間、施設名、道路下幌加内線改良舗装整備事業、事業費 1 億 17 万 2,000 円、財源内訳特定財源 6,426 万 7,000 円、一般財源 3,590 万 5,000 円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 3,410 万円、公民館その他集会施設、沼牛生活改善センター新築事業、事業費 1 億 5,427 万 5,000 円、財源内訳一般財源 1 億 5,427 万 5,000 円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1 億 4,640 万円、事業費合計額といたしまして 2 億 5,444 万 7,000 円、財源内訳特定財源 6,426 万 7,000 円、一般財源 1 億 9,018 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1 億 8,050 万円となっております。

なお、本件については去る 5 月 2 日に法第 3 条第 4 項の規定に基づき北海道知事との協議を終えております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 34 号、辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

只今、町長より議案第40号、町有地の無償貸付けについての件が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 議案第40号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、議案第40号、町有地の無償貸付けについての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第40号朗読、記載省略）

議案第40号につきましては、事業者の募集決定が先週末でありまして応募の確認につきましてもぎりぎりであったため追加日程となりました。

本件の提案理由でございますが、去る5月23日から6月11日の間で募集をしてきました幌加内地区の民間賃貸住宅建設事業につきまして旭川市内の業者2社から提案があり、6月12日に建設事業者選定委員会を開催し、事業内容の審査を行いその施行につきまして旭川市の㈱ケー・エム建築プランに決定したところでございます。今回の貸付けの相手方につきましては、この民間賃貸住宅のオーナーにあたりそのオーナーに町有地の貸付けを行うものであります。去る5月22日の議員協議会におきましても説明させていただきましたが、今回の建設にあたっては当町の豪雪に対応し、敷地の有効活用を図るため1階を車庫、2階を住居とする従来にない仕様としております。建物は1棟3戸の2棟、2LDK2階建ての2棟6戸となります。建築にあたりましては幌加内町民間賃貸住宅建設事業補助金交付要綱第4条の規定により土地の貸付け期間を30年とし、無償で町有地を貸付けするものであります。貸付けする財産の位置図につきましては、別紙のとおりでございますけれども交流プラザ裏側の旧高校教員住宅跡地等としております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（中南裕行君） 議長、1番。

○議長（小川雅昭君） 1番、中南議員。

○1番（中南裕行君） この土地に融雪槽があったと思うのですが、それはどうするのかお聞きしたいと思います。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） 建設にあたりましては、この融雪槽を交わして建てていく計画でございます。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、町有地の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午後 2時55分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

只今、総務厚生常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいた

しました。

◎追加日程第2 報告第5号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2、報告第5号、付託案件の審査結果報告について、先に総務厚生常任委員会で付託をいたしました議案第32号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件関しまして、委員長の報告を求めます。

○6番（稲見隆浩君） 議長、6番。

○議長（小川雅昭君） 6番、稲見委員長。

○6番（稲見隆浩君） （報告第5号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、幌加内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本件に対する委員長報告、議案第32号は原案のとおり可決すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎日程第16 議案第35号

○議長（小川雅昭君） 日程第16、議案第35号、物品の取得についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（清原古典君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（清原古典君） （議案第35号朗読、記載省略）

提案理由を申し上げます。

庁舎内で使用しております全てのパソコンは、令和元年に整備したWindows10を使用しております。セキュリティ更新プログラムの提供が今年の10月14日に終了します。今回Windows11に更新

することにより、パソコン環境を最新の機器へ整備するものでございます。

なお、契約の相手方となる北海道市町村備荒資金組合を利用することにより、5年間の分割支払いが可能となり町の財政負担軽減が図れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、物品の取得についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

只今、町長から議案第41号、物品の取得についての件が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第3 議案第41号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第3、議案第41号、物品の取得についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（櫻井美穂君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（櫻井美穂君） （議案第41号朗読、記載省略）

提案理由を申し上げます。

本件につきましては、幌加内高校情報処理室に設置する授業用のパソコン機器及びネットワーク機器を購入するものでございます。従来の機器と取得方法については、先ほど議決いたしました議案第 35 号物品の取得についてと同様、令和元年に購入した機器の更新であり、取得についても北海道市町村備荒資金組合が行う資機材譲渡事業によるものでございます。取得する物品の内訳ですが、生徒が使用する授業用デスクトップ型パソコン 41 台、ディスプレイ 41 台、ノートパソコン 5 台、サーバー 1 台の外、周辺機器一式及びソフトウェア一式となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 41 号、物品の取得についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 36 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 17、議案第 36 号、工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 36 号朗読、記載省略）

本件の提案理由でございますが、本路線改良工事につきましては社会資本整備総合交付金事業により、平成 30 年度から実施してきており本年度は改良舗装工延長 158. 87 メートルを実施し、全計画路線完成となります。入札につきましては、一昨日の 6 月 17 日に執行したところであり、工事請負契約の締結のため本議会にて議決を求めるものであります。入札に先立ち、去る 5 月 27 日に入札選考委員会を開催、三津橋建設(株)、新共開発(株)、幌加内土建(株)、SS 工業(株)の 4 社を指名し入札の結果最低価格にて落札した新共開発(株)との工事請負契約を締結したく提案するものであります。なお、工期につきましては、契約の日から令和 7 年 11 月 14 日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号、工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 37 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 18、議案第 37 号、令和 7 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 37 号朗読、記載省略）

事項別明細書歳出より説明いたします。

2 款 1 項 8 目、町有林造成費 13 万 2,000 円の追加です。12 節草刈り等業務委託料 7 万 7,000 円につきましては、新成生地区の林道草刈りにおいて枝払いの追加となったため増額するものであります。森林整備事業委託料 5 万 5,000 円につきましては、スキー場周辺と母子里地区の下刈り業務において標準単価の増に伴い追加するものであります。11 目、総合行政情報システム費 116 万 1,000 円の追加です。12 節個別業務システム改良業務委託料 26 万 4,000 円につきましては、障害者の就労選択支援制度が令和 4 年 10 月の法改正で新設され今年の 10 月より開始されることに伴い、障害者福祉システムの改修が必要なため追加するものであります。就労選択支援につきましては、障害者本人がより良い仕事が選択できるよう、希望や能力に合う仕事探しを支援するサービスで市町村は、心身の状況やサービスの希望を把握するものであります。個別業務システム導入業務委託料 89 万 7,000 円につきましては、マイナンバーカードシステムの中間サーバー更新の設定経費の計上漏れがありましたので追加するものであります。2 項 1 目、税務総務費 28 万 9,000 円の追加です。10 節印刷費につきましては、町道民税の特別徴収用の通知書に不足が生じたため追加するものであります。4 項 2 目、参議院議員選挙費 9 万 5,000 円の追加です。12 節ポスター掲示場保守点検業務委託料につきましては、掲示場の 30 ヲ所分ではありますが資材や労務単価の増により追加するものであります。

3 款 1 項 6 目、保健福祉センター管理費 103 万 9,000 円の追加です。17 節冷房設備機器購入費

につきましては、保健福祉センターの機能訓練室、集団検診室及び健康相談室に各1台ずつルームエアコンを取り付けるものであります。これらにつきましては、北海道の補助金である「企業局ダム周辺地域活動支援事業」の対象が、今年度より拡充となり、住民が利用する公共施設のエアコン設置も対象となることから、財源を有効活用するため追加するものであります。補助率10分の10、1事業100万円が上限となっております。

4款1項4目、診療所費56万3,000円の追加です。12節パソコン保守点検業務委託料21万3,000円につきましては、当初予算において5台分のパソコンの更新を予定しておりましたが、北部診療所用の既存のパソコン2台もシステム不具合により更新が必要となったことからシステムの設定料、オンライン請求設定費用等を追加するものであります。幌加内診療所ネットワーク保守業務委託料35万円につきましては、当初において計上漏れがありましたので今回追加するものであります。

6款1項8目、農業活性化センター運営費49万2,000円の追加です。17節備品購入費につきましては、利用者からそば粉を使用したお菓子の商品開発のため、農産加工室にオープンレンジを設置してほしい旨要望があったため2台を購入するものであります。

7款1項1目、商工振興費1,011万1,000円の追加です。18節商工業振興奨励補助金につきましては、現在交付決定されている事業が機械設備導入事業3件で168万5,000円、インバウンド対策事業で1件42万6,000円、計4件で211万1,000円であります。また、今後の申請予定で機械設備導入事業2件1,200万円、担い手経営支援事業2件で200万円、計4件で1,400万円であります。全体で8件1,611万1,000円となり、当初予算との不足分1,011万1,000円を追加するものであります。2目、観光費2,230万8,000円の追加です。10節修繕料50万円につきましては、既定予算100万円ありますが、執行残が少なく今後を見込み追加するものであります。特別修繕料167万8,000円につきましては、政和温泉ルオントの露天風呂の塀が雪害などにより破損したため修理するものであります。12節基本設計業務委託料33万円につきましては、ルオントのレストランの従業員の省力化の取り組みの一つとして、セルフサービス化を計画しており、厨房から直接の受け渡しができるカウンターの設置に係る設計費用を追加するものであります。18節ほろかない振興公社運営補助金1,980万円の追加です。そば加工施設建設実施設計委託分に係わる補助金であります。規模を縮小し建設費の削減を図るため、再委託となったため追加するものであります。

8款1項1目、土木総務費9万2,000円の追加です。8節特別旅費につきましては、中央要望への随行回数の増加に伴い追加するものであります。2項1目、道路橋梁維持費77万円の追加です。10節特別修繕料につきましては、除雪センターの倉庫、資材等保管している倉庫であります。30センチほど傾いてきたため、柱等を補強するものであります。雪の重みが原因と考えられているところであります。4項1目、住宅管理費82万5,000円の追加です。10節特別修繕料につきましては、みずほ団地1戸において雨漏りがあり、屋根、天井を修繕するものです。

9款1項2目、災害対策費414万1,000円の追加です。10節修繕料36万3,000円につきましては、国からの瞬時警報システムJアラートと言われているものでありますが、この受信機が5月24日に故障し、受信不可となったため修理するものであります。この機械については、今年の秋に更新する予定であります。更新時期に間に合わないため修理するものであります。12節全国瞬時警報システム受信機等更新委託料377万8,000円につきましては、Jアラートの受信用パラボ

ラアンテナにつきましては、現在北海道が設置している庁舎屋上にあるパラボラアンテナと同様となっておりますが、受信機の更新にあわせアンテナは別に設置しJアラート衛星回線も独立させるよう今年度に入り国から指導があり、今回アンテナ1機設置と分離作業経費を追加するものであります。

10款4項2目、教育振興費24万円の追加です。8節、普通旅費につきましては、教員の生徒指導に係わる家庭訪問用の旅費の追加であります。町外・道外の1年生の増加にあわせ追加するものであります。3目、寄宿舎費74万8,000円の追加です。12節管理業務委託料29万1,000円につきましては、寮の閉寮日の減にあわせ夜間管理業務15日分を追加するものであります。道外の寮生が増えたことにより、短期帰省を縮小したためとなっております。17節寮備品購入費45万7,000円につきましては、寮生の増加に伴い備品類の故障の更新、新規追加をするもので洗濯機新規2台、更新1台、衣類乾燥機新規3台、更新1台、電子レンジ更新1台をそれぞれ行うものであります。歳出は以上であります。

歳入について説明いたします。

9款1項1目、地方交付税1,922万9,000円の追加です。収支の調整をここで行っております。

13款2項1目、民生費国庫補助金13万2,000円の追加です。1節障害者総合支援事業補助金につきましては、就労選択支援制度に係わるシステム改修費の2分の1相当となっております。

14款2項4目、総務費補助金100万円、1節ダム周辺地域活動支援事業補助金につきましては、アルクのエアコンの購入に係わるものであります。

17款1項1目、基金繰入金100万円、1節そば産地活性化振興基金につきましては、加工センターの建設事業に係わる補助金であります。今回の追加分及び当初予算と合わせ、起債充当残となる一般財源相当に基金を手当しておりますが、不足分を今回追加するものであります。

18款1項1目、繰越金2,164万5,000円の追加です。1節前年度繰越金については行政報告の決算概要のとおりであります。歳入を終わります。

事項別明細書を総括であります。

歳入歳出ともに、4,300万6,000円を追加し総額47億1,349万円とするものであります。

第2表債務負担行為補正でございます。

これらの3件につきましては、3件とも事務用パソコン機器の購入を北海道市町村備荒資金組合の低利な資金を活用し調達するものでございますが、4月1日付で利率が0.4%から1.1%に変更になったことにより、限度額の借入利率を変更してございます。3件とも同様でございます。

なお、二つ目の診療所事務用機器購入事業につきましては、当初パソコン5台、プリンター等の事務機器を予定しておりましたが、北部診療所に係るパソコン2台、プリンター2台等、Windows11に対応できる機種が更に必要となることから購入代金を1,155万円へ増額することで変更してございます。

なお、上と下の2件につきましては、先ほど契約額はございましたけども、限度額はそれ以内ということでありますので限度額は変更していないところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出 10 ページからの質疑をお受けいたします。

10 ページ、11 ページについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 12 ページ、13 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 14 ページ、15 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 16 ページ、17 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に事項別明細書歳入 6 ページから質疑をお受けいたします。

歳入の 6 ページ、7 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 8 ページ、9 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号、令和 7 年度幌加内町一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 38 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 19、議案第 38 号、令和 7 年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（加藤誠一君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（加藤誠一君） （議案第 38 号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。

今回の補正予算の主な理由につきましては、先の議案第 32 号の国民健康保険税条例の税率等の改正に伴い、歳入において前年度課税分の減額を 948 万 9,000 円とし、同額を基金繰入金にて追加

するものであり、あわせて令和6年度会計からの繰越金を歳入・歳出それぞれにおいて調整するものであります。

それでは、事項別明細書歳出から説明いたします。

5款1項1目、基金積立金8万7,000円の追加であります。24節基金積立金で同額であります。令和6年度の繰越金8万7,763円を基金へ積立てするものであります。以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明をいたします。

1款1項1目、国民健康保険税948万9,000円の減額であります。1節医療給付費分現年課税分で267万6,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年度分で487万1,000円の減額、3節介護納付金分現年度分で194万2,000円の減額であります。冒頭で説明いたしましたとおり議案第32号の国民健康保険条例の税率等の改定により、それぞれ減額するものであります。

5款2項1目、基金繰入金948万9,000円の追加であります。1節国保財政調整基金繰入金で同額であります。歳入1款の減額分948万9,000円を基金にて繰入れるものであります。

6款1項1目、繰越金8万7,000円の追加であります。1節前年度繰越金で同額であります。歳出で説明いたしました令和6年度からの繰越金をここで受け整理するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

事項別明細書総括になります。

歳入・歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入・歳出それぞれ1億6,587万4,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては、補正項目が少ないので、歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 議長。5番。

○議長（小川雅昭君） 5番。中川議員。

○5番（中川秀雄君） 私は、この補正案に対して反対の立場で意見を述べたいと思います。

先の、税条例の改正案の時に申し上げたことですが、今回の税額の決定につきましては、前年と比較しまして一戸・一人当たりでも10数パーセントの利上げとなっております。北海道への納付金の関係もありますけれども、今まで行われていた激変緩和が一昨年からなくなったとのことであります。いろいろな事情が関わっていることは理解しておりますが、今持っている国保基金の残高等から見ればもう少し税率、税額を抑える措置は可能だったと思います。昨今の物価高騰状況をみれば例年並みに抑える必要があったのではないかと思います。そういう意味で、この基金を繰入れは充分とは言えないと私は判断してこの補正予算については反対いたします。

○議長（小川雅昭君） 次に原案に賛成者の発言を求めます。

○6番（稲見隆浩君） 議長。6番。

○議長（小川雅昭君） 6番。稲見議員。

○6番（稲見隆浩君） 賛成の立場から討論させて頂きたいと思います。

先に、議案第32号でも可決されましたし、これを通さないと行政側に不都合ですし、先ほど住民課からも説明があり、段階的に上げていかなければならないとのことで私も致し方ないと思います。それよりも上げていかない方が後の混乱を招くのではないかと思いますので賛成といたします。

○議長（小川雅昭君） 他に原案に反対の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 他に賛成の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無ければこれで討論を終わります。

これから議案第38号、令和7年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（7議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第39号

○議長（小川雅昭君） 日程第20、議案第39号、令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山本久捻君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山本久捻君） （議案第39号朗読、記載省略）

今回の補正予算の主な理由を申し上げます。

先の町長の行政報告の中で、介護保険特別会計令和6年度決算見込みについて申し上げましたとおり、令和6年度分の事業費確定による負担金等の返還額の見通しがついたこと、それによりまして歳出、補助金等返還金及び歳入の前年度繰越金を増額するほか、年度切り替えによる所要の整備を行うものであります。

事項別明細書歳出から説明いたします。

6款1項1目、第1号被保険者保険料還付金3万1,000円の追加でございます。22節保険料還付金に同額であります。死亡7件、転出3件、計10件3万4,650円の介護保険料の還付が発生したため不足分を追加するものであります。2目、償還金762万9,000円の追加であります。22節補助金等返還金に同額ですが、令和6年度の事業費確定による負担金等の返還を見込むもので返

還金の内訳といたしましては、まず、国庫負担分の介護給付費負担金で 333 万 7,749 円、地域支援事業交付金で 58 万 7,796 円、機能強化推進交付金で 3 万円、道費負担分に入りまして介護給付費負担金で 184 万 9,922 円、地域支援事業交付金で 32 万 4,751 円、支払基金分の介護給付費交付金で 149 万 9,539 円が内訳となっております。歳出の説明は以上でございます。

歳入に入ります。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 12 万 6,000 円の追加であります 2 節の一般被保険者になりますが、これは平成 29 年度の滞納繰越分 1 件 3 万 5,000 円、これと令和 3 年度の滞納繰越分 4 件 9 万 2,000 円を予算として追加するものであります。

6 款 2 項 1 目、基金繰入金 9 万 5,000 円の減額でございます。1 節基金繰入金介護給付費準備基金繰入金同額でございます。これは歳出 6 款で説明しました令和 6 年度の還付金の増額と歳入 1 款の保険料の減額によるもので、ここで歳入と歳出のバランスを図っているところでございます。

7 款 1 項 1 目、繰越金 762 万 9,000 円の追加であります。1 節前年度繰越金全額であります。これは歳出 6 款 1 項 2 目の補助金等返還金として前年度から繰越した部分であります。以上で歳入を終わります

事項別明細書総括であります。

歳入歳出それぞれ 756 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 964 万 4,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので、歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号、令和 7 年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 48 分

再開 午後 3 時 50 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま産建文教常任委員長から意見書案が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第4 意見書案第1号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第4、意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案について、本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略しまして原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時52分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま小関議員外2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第5 発議第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第5、発議第3号、幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関議員。

○3番（小関和明君） （発議第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略しまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時57分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りします。ただいま議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第6 閉会中の所管事務調査申し出について

○議長（小川雅昭君） 追加日程第6、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして本日で閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣言

○議長（小川雅昭君）　これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

閉　会　午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員